

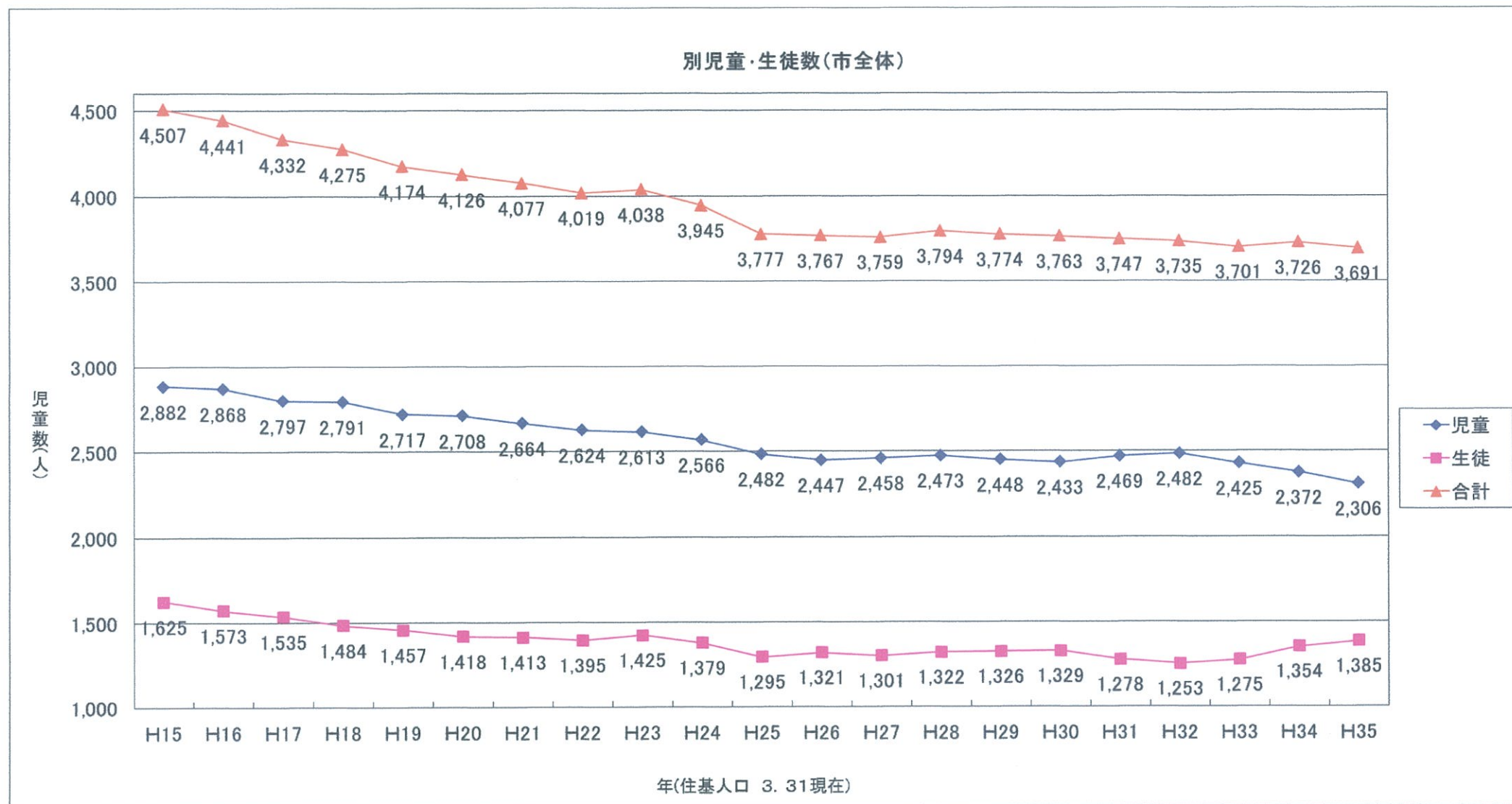
児童数の推移(6歳～11歳)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
富里小	612	647	629	638	649	673	682	682	678	682	649	630	637	650	643	622	636	632	613	593	578
対前年増減		35	-18	9	11	24	9	0	-4	4	-33	-19	6	13	-6	-21	13	-4	-19	-19	-15
富里第一小	238	237	231	224	205	193	201	196	193	184	166	152	140	139	133	139	138	137	148	144	137
対前年増減		-1	-6	-7	-19	-12	8	-5	-3	-9	-18	-14	-12	-2	-5	5	-1	-1	11	-5	-7
富里南小	555	533	505	488	485	501	470	467	471	473	462	454	476	479	468	477	497	508	484	458	456
対前年増減		-22	-28	-17	-3	16	-31	-3	4	2	-11	-8	23	2	-10	9	19	11	-25	-26	-2
浩養小	132	145	138	144	142	127	113	96	86	73	64	63	57	57	60	59	62	59	64	63	63
対前年増減		13	-7	6	-2	-15	-14	-17	-10	-13	-9	-1	-6	0	3	-1	3	-3	4	-0	-0
洗心小	67	64	62	57	52	47	43	40	41	34	37	39	30	30	28	27	25	26	29	27	26
対前年増減		-3	-2	-5	-5	-5	-4	-3	1	-7	3	2	-9	0	-2	-1	-2	1	3	-2	-1
日吉台小	641	628	621	634	598	580	563	556	549	526	500	495	497	483	472	460	461	467	456	470	456
対前年増減		-13	-7	13	-36	-18	-17	-7	-7	-23	-26	-5	1	-14	-11	-11	0	6	-10	13	-14
根木名小	347	328	324	309	280	271	266	253	241	236	239	230	225	205	197	187	179	171	168	170	173
対前年増減		-19	-4	-15	-29	-9	-5	-13	-12	-5	3	-9	-6	-19	-8	-10	-7	-8	-4	3	3
七栄小	290	286	287	297	306	316	326	334	354	358	365	383	397	431	446	462	471	481	464	447	418
対前年増減		-4	1	10	9	10	10	8	20	4	7	18	14	34	15	16	9	10	-17	-17	-30
合計	2,882	2,868	2,797	2,791	2,717	2,708	2,664	2,624	2,613	2,566	2,482	2,447	2,458	2,473	2,448	2,433	2,469	2,482	2,425	2,372	2,306
対前年増減		-14	-71	-6	-74	-9	-44	-40	-11	-47	-84	-35	11	15	-25	-14	35	14	-57	-53	-66

生徒数の推移(12歳～14歳)

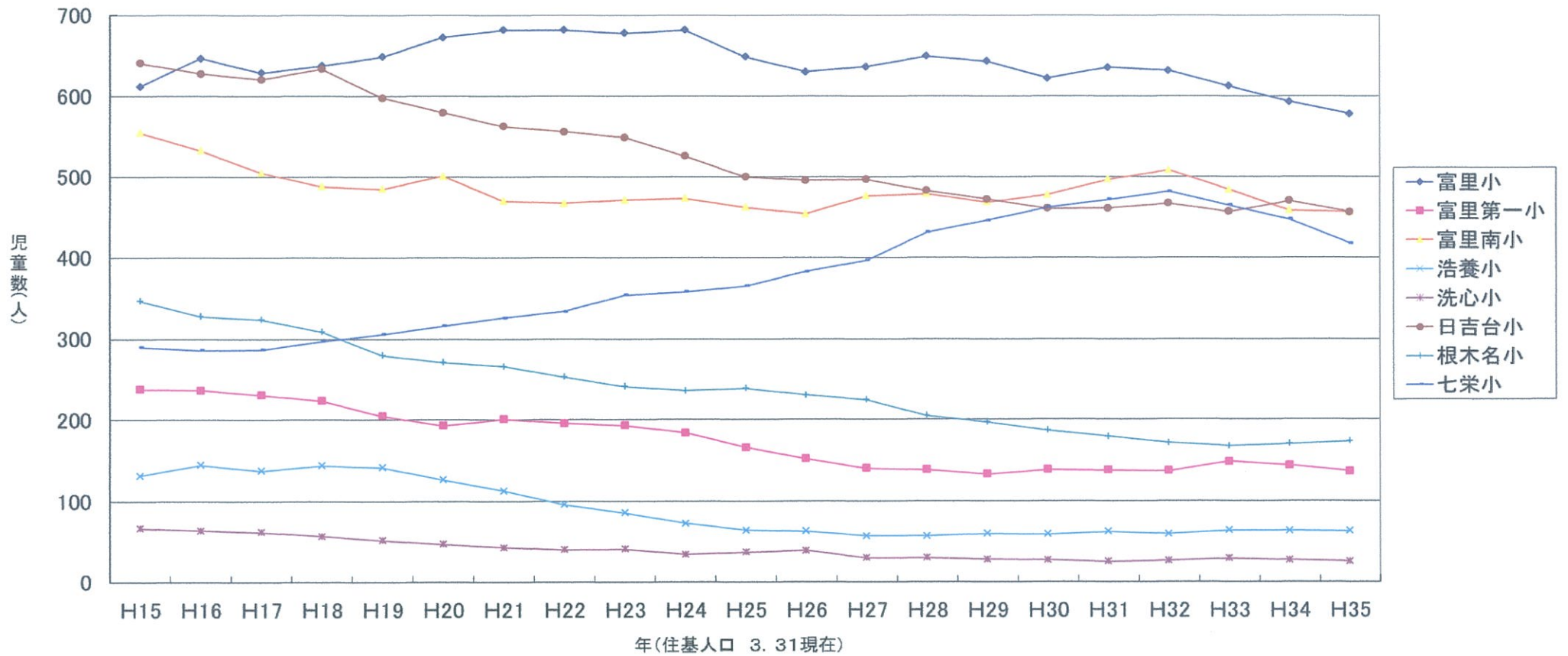
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
富里中	802	813	786	766	760	744	725	724	741	736	698	738	737	748	732	718	701	706	714	751	761
対前年増減		11	-27	-20	-6	-16	-19	-1	17	-5	-38	40	-1	11	-16	-14	-17	5	8	37	10
北中	381	340	329	331	337	321	325	296	310	307	288	257	249	252	268	274	258	239	236	230	248
対前年増減		-41	-11	2	6	-16	4	-29	14	-3	-19	-31	-8	3	16	6	-16	-19	-3	-6	17
南中	442	420	420	387	360	353	363	375	374	336	309	325	314	321	326	338	319	308	325	373	377
対前年増減		-22	0	-33	-27	-7	10	12	-1	-38	-27	16	-11	7	4	12	-19	-11	18	47	4
合計	1,625	1,573	1,535	1,484	1,457	1,418	1,413	1,395	1,425	1,379	1,295	1,321	1,301	1,322	1,326	1,329	1,278	1,253	1,275	1,354	1,385
対前年増減		-52	-38	-51	-27	-39	-5	-18	30	-46	-84	26	-20	21	4	3	-52	-25	23	78	32

年(3.31)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
児童	2,882	2,868	2,797	2,791	2,717	2,708	2,664	2,624	2,613	2,566	2,482	2,447	2,458	2,473	2,448	2,433	2,469	2,482	2,425	2,372	2,306
生徒	1,625	1,573	1,535	1,484	1,457	1,418	1,413	1,395	1,425	1,379	1,295	1,321	1,301	1,322	1,326	1,329	1,278	1,253	1,275	1,354	1,385
合計	4,507	4,441	4,332	4,275	4,174	4,126	4,077	4,019	4,038	3,945	3,777	3,767	3,759	3,794	3,774	3,763	3,747	3,735	3,701	3,726	3,691



年(3.31)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
合計	2,882	2,868	2,797	2,791	2,717	2,708	2,664	2,624	2,613	2,566	2,482	2,447	2,458	2,473	2,448	2,433	2,469	2,482	2,425	2,372	2,306

学校区別児童数(6から11歳)



児童数の推移(4歳～5歳)

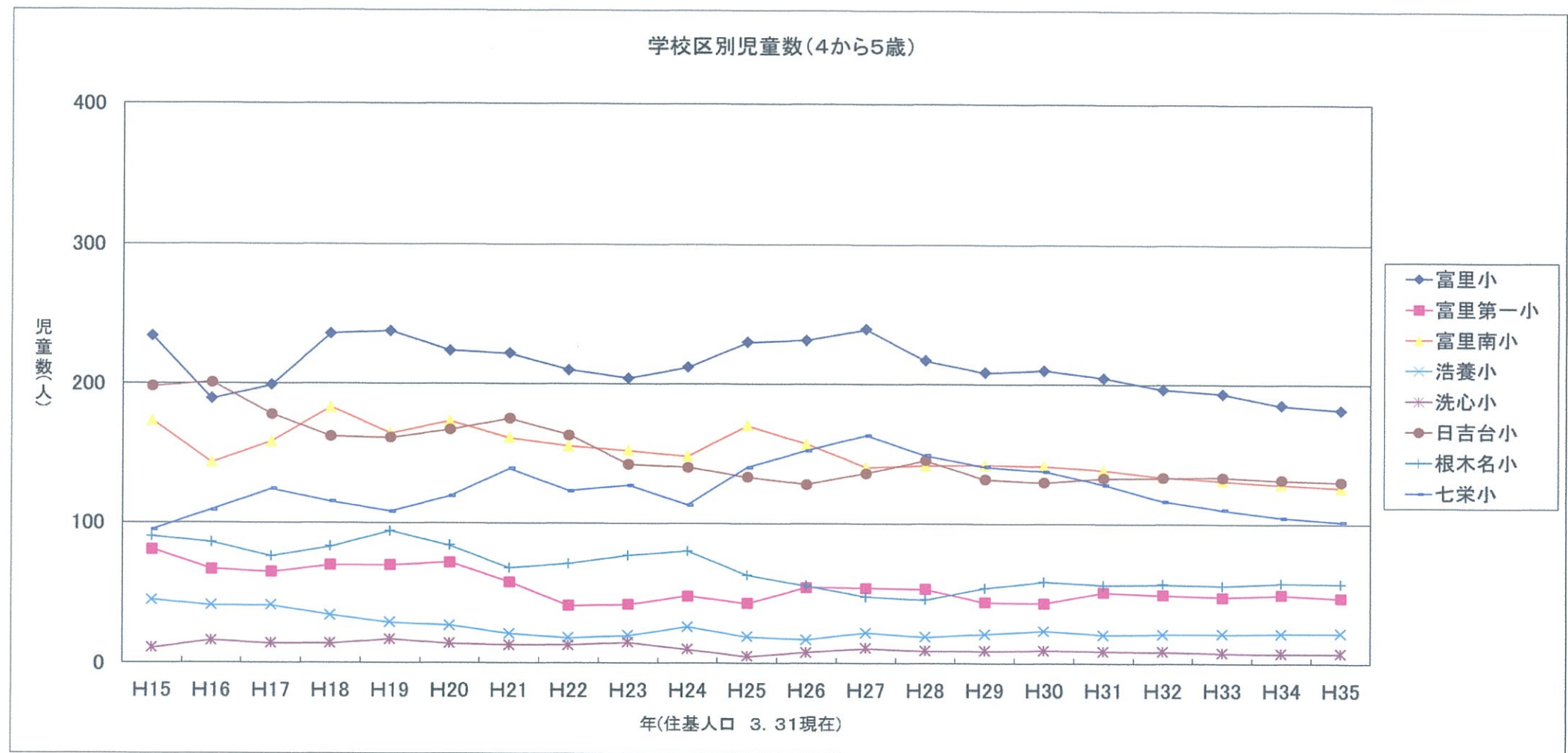
	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年
富里小	234	189	199	236	238	224	222	210	204	212	230	232	240	217	208	210	204	196	193	185	181
対前年増減		-45	10	37	2	-14	-2	-12	-6	8	18	2	8	-23	-9	2	-5	-8	-3	-8	-3
富里第一小	81	67	65	70	70	72	58	41	42	48	43	54	54	53	44	43	51	49	48	49	47
対前年増減		-14	-2	5	0	2	-14	-17	1	6	-5	11	-0	-1	-10	-1	8	-2	-2	1	-2
富里南小	173	143	158	183	164	173	161	155	152	148	170	157	140	141	142	141	138	133	131	128	126
対前年増減		-30	15	25	-19	9	-12	-6	-3	-4	22	-13	-17	1	0	-1	-3	-5	-3	-3	-2
浩養小	45	41	41	34	29	27	21	18	20	26	19	17	22	19	21	23	21	21	21	21	22
対前年増減		-4	0	-7	-5	-2	-6	-3	2	6	-7	-2	5	-3	2	2	-3	0	0	0	0
洗心小	11	16	14	14	17	14	13	13	15	10	5	8	11	9	9	9	9	9	8	7	7
対前年増減		5	-2	0	3	-3	-1	0	2	-5	-5	3	3	-2	0	0	0	0	-1	0	0
日吉台小	198	201	178	162	161	167	175	163	142	140	133	128	136	145	132	129	133	133	133	131	130
対前年増減		3	-23	-16	-1	6	8	-12	-21	-2	-7	-5	8	9	-14	-2	3	0	0	-2	-1
根本名小	90	86	76	83	94	84	68	71	77	80	63	56	48	46	54	58	56	57	56	58	57
対前年増減		-4	-10	7	11	-10	-16	3	6	3	-17	-7	-8	-2	8	4	-2	1	-1	2	-0
七栄小	95	109	124	115	108	119	139	123	127	113	140	152	163	149	141	137	128	116	110	104	101
対前年増減		14	15	-9	-7	11	20	-16	4	-14	27	12	11	-14	-8	-3	-10	-12	-6	-6	-3
合計	927	852	855	897	881	880	857	794	779	777	803	804	813	779	750	752	740	715	700	684	672
対前年増減		-75	3	42	-16	-1	-23	-63	-15	-2	26	1	10	-34	-29	2	-12	-25	-15	-16	-12

年(3.31)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
4歳児	428	416	434	464	413	461	396	395	383	407	395	410	404	377	373	378	360	355	347	339	333
5歳児	499	436	421	433	468	419	461	399	396	370	408	394	409	403	377	374	380	360	354	345	338

学校区別児童数(4から5歳)



年(3.31)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
合計	927	852	855	897	881	880	857	794	779	777	803	804	813	779	750	752	740	715	700	684	672



学校規模にかかわる現行の制度

(1) 学級編制基準

① 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条(学級編制の標準)で下表のように定められている。

学校の種類	学級編制の区分	1 学級の児童又は生徒の数
小 学 校	同学年の児童で編制する学級	40人(第1学年の児童で編制する学級にあつては35人)
	2の学年の児童で編制する学級	16人(第1学年の児童を含む学級にあつては8人)
	学校教育法第75条に規定する特殊学級	8人
中 学 校 (中等教育学校の前期過程を含む)	同学年の生徒で編制する学級	40人
	2の学年の生徒で編制する学級	8人
	学校教育法第75条に規定する特殊学級	8人

具体的には、1学級の児童・生徒の標準を40人として各学年の学級数を算出し、学級数に応じてその学校の教職員の総数が決まる。また、1学級の児童・生徒数が40人を超えた場合には、学級が分割されることとなる。さらに、2の学級の児童生徒の合計が16人以下の場合、及び生徒数の合計が8人以下の場合は、複式学級となる。

② 千葉県教育委員会 小学校第2学年、中学校第1学年35人学級事業

小学校第3～6学年、中学校第2～3学年38人学級事業

(2) 通学区域

学校教育法施行令第5号第2項

「市町村の教育委員会は、当該市町村の設置する小学校または中学校が2校以上ある場合には、入学期日の通知において、当該就学予定者の入学すべき小学校または中学校を指定しなければならない。」

富里市立小学校及び中学校の就学区域に関する規則

(3) 学校規模

文部省助成課資料「これからの学校施設づくり(昭和 59 年)で 5 段階に分類

学校規模	学級数
過小規模	1～ 5学級
小規模	6～11学級
適正規模	12～18学級
大規模	19～30学級
過大規模	31学級以上

【参考法令】

○学校教育法施行規則

第41条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

※ 中学校については、第79条において準用。

※ この規定については昭和33年の省令改正により条文化。

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第4条 法第三条第一項第四号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

一 学級数がおおむね十二学級から十八学級までであること。

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2 五学級以下の学級数の学校と前項第一号に規定する学級数の学校とを統合する場合には、同項同号中「十八学級」とあるのは、「二十四学級」とする。

3 統合後の学校の学級数又は通学距離が第一項第一号又は第二号に掲げる条件に適合しない場合においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適当と認めるときは、当該学級数又は通学距離は、同項第一号又は第二号に掲げる条件に適合するものとみなす。

※ 昭和33年制定。

※ 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第三条第一項

国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。

四 公立の小学校及び中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って、必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費 二分の一

文 初 財 5 0 3 号
昭和31年11月17日

各都道府県教育委員会教育長
各都道府県知事 殿

文部事務次官

公立小・中学校の統合方策について

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの学校においては、一般に教員の適正な配置や施設設備の整備充実をはかることがむずかしいため教育効果の向上を図ることが困難であるばかりでなく、学校経費も割高となっている現状である。文部省においては、この問題の重要性にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問し、別紙のような答申を得た次第である。

ついては、貴職におかれても学校統合の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の参考として、統合の推進をはかるとともに、貴管内関係機関に対して趣旨の徹底方を願います。

なお、文部省においては、答申の趣旨に従って所要の措置を講じ、具体的な事項については、指導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おって連絡する。

公立小・中学校の統合方策についての答申(昭和31年11月15日)

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行って得た結果に基き、総会においてさらに慎重に審議し、次の結論に到達しましたので答申いたします。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これらの小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困難を伴うことが多いので、これを適正な規模にまで統合することは義務教育水準の向上と学校経費の合理化のためきわめて重要である。

特に、ここ数年来画期的な規模において町村の合併が行われ、合併市町村ではその建設計画において地域の文化的中心であり精神的統合の基礎である学校の統合を重要な課題としてとりあげているので、この機運をあわせて、小規模学校の統合を促進することはきわめて適切なことである。

これらの諸点にかんがみ、この際合併市町村における学校の統合はもとより、その他の市町村における学校の統合についても、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

一 学校統合の基本方針について

- 1 国および地方公共団体は、前文の趣旨に従い、学校統合を奨励すること。ただし、単なる統合という形式にとらわれることなく、教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること。
- 2 学校統合は、将来の児童生徒数の増減の動向をじゅうぶんに考慮して計画的に実施すること。
- 3 学校統合は慎重な態度で実施すべきものであって、住民に対する学校統合の意義についての啓発については特に意を用いること。

二 学校統合の基準について

- 1 小規模校を統合する場合の規模は、おおむね一二学級ないし一八学級を標準とすること。
- 2 児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあつては、四キロメートル、中学校生徒にあつては六キロメートルを最高限度とすることが適当と考えられるが、教育委員会は、地勢、気象、交通等の諸条件ならびに通学距離の児童生徒に与える影響を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。

三 学校統合に対する助成について

- 1 国は、学校統合により必要とされる施設の建築費についてじゅうぶんにかつ計画的に助成すること。
- 2 国は、各種振興法に基く補助金等の配分については、統合を行った学校に対し格別の考慮を払うこと。
- 3 国は、学校統合に伴い児童生徒の通学を容易にするため必要となるスクール・バス、スクール・ボート等の交通機関の設置に対して助成策を講ずること。

文 初 財 4 3 1 号
昭和48年9月27日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部省初等中等教育局長
文部省管理局長

公立小・中学校の統合について

学校統合の方策については、昭和三十一年に「公立小・中学校の統合方策について」(昭和三十一年十一月一七日付文初財第五〇三号文部事務次官通達)をもって通達されているところであり、教育委員会におかれても貴管下市町村に対して御指導を願ってきたところでありますが、その後の実施状況にかんがみますと、なお下記のような事項に留意する必要があると考えられますので、貴管下市町村の指導につき一層の御配慮をお願いします。

記

- 1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視する余り無理な学校統合を行い、地域住民との間に紛争を生じたり、通学上著しい困難を招いたりすることは避けなければならない。また、小規模学校には教職員と児童・生徒との人間的ふれあいや個別指導の面で小規模学校としての教育上の利点も考えられるので、総合的に判断した場合、なお小規模学校として存置し充実するほうが好ましい場合もあることに留意すること。
- 2① 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。
- ② 学校統合を計画する場合には、学校の持つ地域的意義等も考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うよう努めること。
- ③ 統合後の学校規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画するような場合は、統合後の学校における運営上の問題や児童・生徒への教育効果に及ぼす影響などの問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

複式学級になることの影響

1 学習指導面

少人数学級の場合の一般的なメリットとしては各学級において個に応じたきめ細かな指導が可能である。

しかし、複式学級になると発達段階や学習内容の異なる子どもたちが同一学級に在籍することから、学級全体で共通の学習課題について児童生徒が多様な考えを出し合って互いにみがき合い学び合うことができず、個々の考え方をより深く練り上げていくことが難しい。

2 生活指導面

少人数学級の場合、職員は個々の児童生徒の特性を把握しやすく、密接な人間関係のもと個に応じた適切な生活指導ができる。しかし、少人数になる程、人間関係が固定化され、ややもすると社会性やコミュニケーション能力の育成が難しい。

3 学校運営

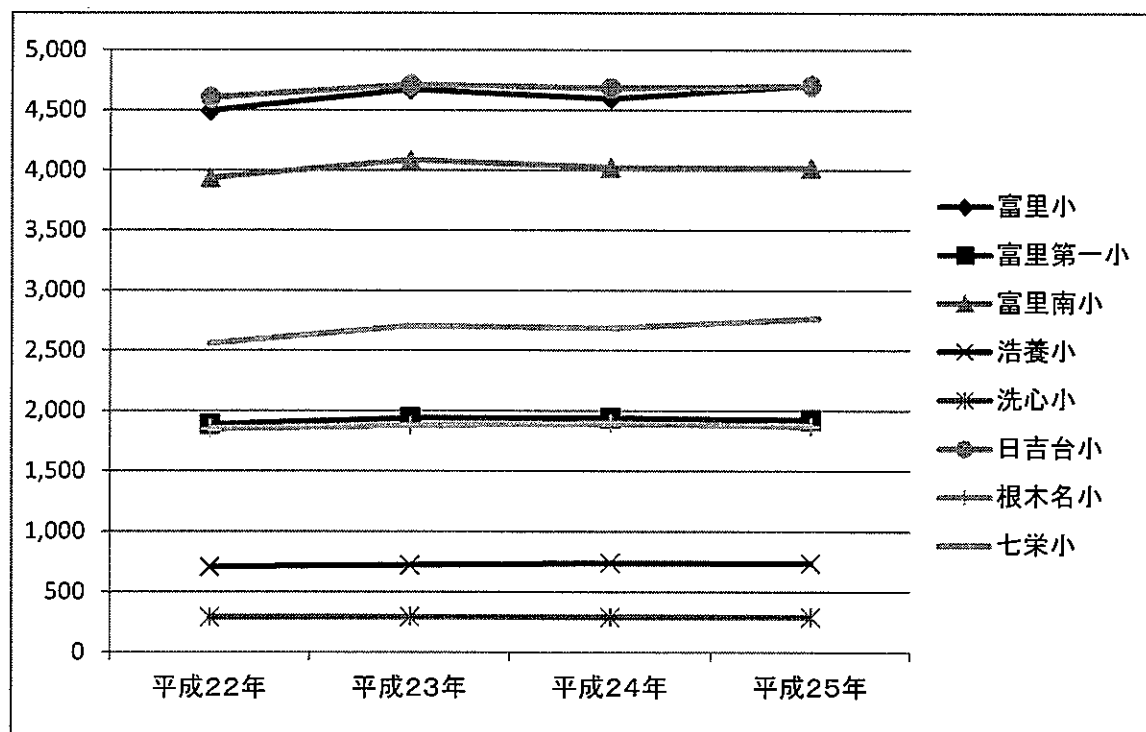
全職員が共通理解のもと、児童生徒の指導にあたることができ、家庭や地域との連携が図りやすい。しかし、児童数や職員数が少ないことから、児童生徒の活動が制限されることがある。

場面	メリット	デメリット
学習指導面	○ ある程度、個別指導の時間が確保され、個に応じた課題を設定し、きめ細かな指導ができる。 ○ 異学年で学び合うことで、教え合ったり助け合ったりすることができる。 ○ 自学自習の力が向上する。	● 指導者が同一学級の他学年の子どもについている時には自習になってしまい、時間を有効に使いにくい。 ● 発達段階や学習内容が異なるため、学級全体で共通の学習課題について互いに意見を出し合って考えを深めていく話し合いの場面が設定しづらく、個々の考えをさらに深めていくことができない。 ● 体育でチーム編成を必要とする競技種目や音楽の合唱や合奏などの指導が難しい。 ● 校外学習や社会科見学など、学年独自の計画による行事が設定しにくく、学習目標の達成に影響する。

生活指導面	○ 上学年と下学年の児童生徒の人間関係が深まり、異年齢間の活動をスムーズに行うことができる。 ○ 上学年としての自覚を促し、責任ある行動をとらせ、下学年には上学年に対しての尊敬の念を持たせる指導ができる。	● 特定の児童生徒の言動が集団に与える影響が大きく、一度関係が悪化すると改善が難しい。 ● 下学年は上学年への遠慮があり、伸び伸びと生活できない子どももでてくる。 ● 人間関係や学級の中での役割が固定するので、多様なものの見方や考え方にふれたり、新しい可能性に挑戦したりする機会が少なく、社会性が育ちにくい。
学校運営	○ 教職員は複式授業のあり方についての研修を深める必要があり、成功した場合は特色ある学校運営に結びつく。 ○ 家庭や地域の支援を生かし、地域に開かれた学校運営が可能である。	● 学級担任は2学年分の教材研究をしたり教材作りをしなければならないので、負担が大きい。 ● 職員数が少ないことから学校運営全般において、児童生徒の活動を制限したり、選択の幅がせばまることがある

世帯数

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
富里小	4,497	4,674	4,596	4,710
対前年増減		177	-78	114
富里第一小	1,888	1,941	1,941	1,925
対前年増減		53	0	-16
富里南小	3,937	4,088	4,023	4,020
対前年増減		151	-65	-3
浩養小	707	723	741	735
対前年増減		16	18	-6
洗心小	288	295	291	291
対前年増減		7	-4	0
日吉台小	4,606	4,714	4,685	4,702
対前年増減		108	-29	17
根本名小	1,851	1,879	1,895	1,871
対前年増減		28	16	-24
七栄小	2,560	2,706	2,687	2,765
対前年増減		146	-19	78
計	20,334	21,020	20,859	21,019
対前年増減		686	-161	160



千葉県内小中学校新設・統廃合一覧【平成20年度～25年度】

廃止年月日	廃止年月日	廃止時		対応	対応後		備 考
		児童生徒数	通常学級数		児童生徒数	通常学級数	
H21.3.31	香取市立沢小学校	46	5	香取市立栗源小学校へ統合	214	7	H22. 1「香取市学校等適正配置計画実施プラン」策定。旧栗源町3小を1小に統合。それぞれの地区からスクールバス朝夕各二便、運賃全額補助。
	香取市立高萩小学校	61	6				
	鴨川市立主基小学校	76	6	鴨川市立長狭小学校新設 小中一貫校「長狭学園」	206	7	H19. 2「鴨川市学校適正規模検討委員会」答申を受けて、3小学校を長狭小へ統合。長狭中敷地内に校舎を新築し、小中一貫校「長狭学園」を開設。 H24. 11第2次検討委員会答申。
	鴨川市立吉尾小学校	75	6				
	鴨川市立大山小学校	55	6				
	勝浦市立行川小学校	36	5	勝浦市立興津小学校へ統合	97	6	H17から、地元・保護者説明会。H19末統合決定。路線バス・タクシー全額補助。
	松戸市立新松戸北中学校	631	17	松戸市立小金中学校へ	677	19	「松戸市学校の適正規模適正配置計画」に基づき、小金中校舎を新築し統合。建築中は、小金中を休校し、生徒は新松戸北中へ。統合後、新松戸北中跡地を一部売却し、地域交流施設を整備。
	成田市立豊住中学校	33	3	成田市立成田中学校へ統合	433	13	H12「成田市学校教育長期ビジョン」・H20. 3「学校適正配置調査報告書」、県から教員加配。スクールバス・ユニフォーム等全額補助。
H22.3.31	匝瑳市立飯高小学校	33	4	匝瑳市立八日市場小学校へ統合	379	12	飯高小についての検討委員会を設置した。最終的に、地元からの要望を受ける形で統合。スクールバスは全額市の補助。
H23.3.31	成田市立久住第一小学校	141	6	成田市立久住小学校新設	205	7	久住二小地元協議会で閉校に向けての検討・協議。久住一小校地へ校舎新築。久住二小学区からのスクールバス全額補助。
	成田市立久住第二小学校	31	4				
	成田市立中郷小学校	34	5	成田市立美郷台小学校へ統合	361	12	中郷小地元協議会から統合要望。スクールバス・体操服等全額補助。
	長柄町立水上小学校	43	5	長柄町立日吉小学校へ統合	153	6	水上小についての検討委員会を設置。地元・保護者からは統合の必要性、通学方法等で多くの意見があった。スクールバス全額補助。
	南房総市立八束小学校	55	6	南房総市立富浦小学校へ統合	238	10	H18, 6町1村合併、H19から検討委員会を設置し、「南房総市立幼稚園及び小中学校再編計画」を策定。」旧町村毎に小学校1校の方針。教委内に学校再編推進課設置。統合時に、校舎大規模改修。
	南房総市立長尾小学校	63	6	南房総市立白浜小学校へ統合	195	7	
	君津市立蔵玉小学校	15	3	君津市立坂畑小学校へ統合	47	5	

千葉県内小中学校新設・統廃合一覧【平成20年度～25年度】

廃止年月日	廃止年月日	廃止時		対応	対応後		備 考
		児童生徒数	通常学級数		児童生徒数	通常学級数	
	千葉市立真砂第一小学校	289	12	千葉市立真砂東小学校新設	505	16	「千葉市学校適正配置実施方針」で、11学級以下の学校を小規模、25学級以上を大規模とし、将来にわたり適正化が望めない学校を対象に、通学区の調整と統合を主な方法として、具体的な取り組みを進めている。
	千葉市立真砂第四小学校	247	9				
	千葉市立真砂第二小学校	312	12	千葉市立真砂西小学校新設	526	18	
	千葉市立真砂第三小学校	177	6				
	千葉市立高洲第一小学校	188	6	千葉市立高洲小学校新設	338	12	
	千葉市立高洲第二小学校	148	6				
	鴨川市立江見中学校	103	3	鴨川市立鴨川中学校へ統合	530	15	鴨川中の老朽化・防災・安全上の問題、江見中少人数化を踏まえて、新立地に建築統合。
	千葉市立真砂第一中学校	234	7	千葉市立真砂中学校新設	512	14	
	千葉市立真砂第二中学校	280	8				
	H24.3.31	南房総市立平群小学校	61	6	南房総市立富山小学校新設	210	9
南房総市立岩井小学校		154	6				
千葉市立高浜第二小学校		134	6	千葉市立高浜海浜小学校新設	292	12	
千葉市立高浜第三小学校		171	7				
H25.3.31	八千代市立八千代台東小学校	374	12	八千代市立八千代台東小学校へ統合	567	19	H19～「学校適正配置検討委員会」、今後の児童数推計と校舎老朽化により統合判断。住民説明会で理解を得た。現在二小を使用、H27～東小新築校舎。コミュニティバス路線変更、本人負担。他校への指定校変更10名。
	八千代市立八千代台東第二小学校	221	9				
	香取市立新島小学校大東分校	10	3	香取市立新島小学校へ統合	72	6	「香取市学校等適正配置計画実施プラン」に基づき、統合。
	大多喜町立老川小学校	34	5	大多喜町立西小学校新設	95	6	「大多喜町小中学校適正配置検討委員会」にて検討。西畑小に統合、校名変更。町内他3小もH27に統合予定。
	大多喜町立西畑小学校	77	6				

千葉県内小中学校新設・統廃合一覧【平成20年度～25年度】

廃止年月日	廃止年月日	廃止時		対応	対応後		備 考
		児童生徒数	通常学級数		児童生徒数	通常学級数	
	市原市立富山小学校	26	3	市原市立加茂小学校新設 「小中一貫教育校 加茂学園」 小1～4, 小5・6・中1, 中2・3	154	6	H19. 7「市原市学校規模適正化検討委員会」報告に、加茂地区小中一貫校構想。地元「加茂地区の一貫校をめざす会」を各地区長等約100名で結成。加茂中併設で校舎新築。加茂中行事を中心に交流。学区が縦に30km近いので、電車時刻変更、路線バス新設・変更、スクールバス2台、タクシー2台を市負担で対応。
	市原市立高滝小学校	70	6				
	市原市立里見小学校	40	4				
	市原市立白鳥小学校	31	4				
	千葉市立幸町第四小学校	53	5	千葉市立幸町第一小学校へ統合	296	11	
	千葉市立磯辺第一小学校	321	12	千葉市立磯辺小学校新設	628	21	
	千葉市立磯辺第二小学校	161	6				
	千葉市立磯辺第四小学校	175	6				
	銚子市立第四中学校	527	15	銚子市立銚子中学校新設	516	15	H22. 12「新小中学校再編方針」に基づき、四中に統合する形で、銚子中学校開校。統合決定後、八中の入学はなし。
	銚子市立第八中学校	14	1				
	千葉市立磯辺第一中学校	269	8	千葉市立磯辺中学校新設	555	15	
	千葉市立磯辺第二中学校	296	9				